令和6年度 第1回 三木市社会教育委員会

日時:令和6年 8月 6日(火)

午前10時~11時30分

場 所:市役所 5階 大会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自己紹介
- 5 事務局自己紹介
- 6 委員長・副委員長の選出について
- 7 報 告
 - (1) 三木市教育の基本方針について
 - (2) コミュニティ・スクールについて
- 8 議 事
 - (1) 令和6年度社会教育施策の推進について
 - 生涯学習課
 - 図書館
 - ・文化・スポーツ課
 - 教育センター
 - 人権推進課
 - (2) 部活動の地域移行について
- 9 その他
- 10 閉 会

令和6年度 第1回 三木市社会教育委員会

会議資料

日 時:令和6年 8月 6日(火)

午前10時~11時30分

場 所:市役所 5階 大会議室

令和 6 4	年度 社会教育施策の推進について ――――	
	生涯学習課	
	生涯学習課業務内容 ————	
	公民館の活動	
(2)	図書館	
	図書館業務内容 —————	
(3)	文化・スポーツ課	
	文化・スポーツ課業務内容 ———	
(4)	教育センター	
	教育センター業務内容	
(5)	人権推進課	
	人権推進課業務内容 ————	

1. 社会教育とは

人は生涯にわたる学習により、自己を高め、その学びを社会に生かすことで、 より豊かな人生を送ることができるといわれています。

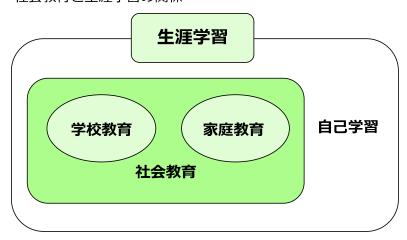
すべての人が豊かな人生を送るためには、あらゆる機会に、あらゆる場所で 学習することができ、その成果を発揮できる社会を実現することが求められま す。

教育基本法第3条には、そうした社会の実現を図ろうという生涯学習の理念 が示されています。社会教育は、その生涯学習の理念を実現するための重要な 教育の一つです。

「社会教育」という言葉は戦前から用いられ、その定義や役割については諸説あります。昭和24年に制定された現行の社会教育法では、第2条に「社会教育」は「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)」と定義され、その目的は、「国民一人一人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と、社会の発展を図ること」とされています。

わたしたち社会教育関係者はそれに基づいて取組を進めています。

社会教育と生涯学習の関係





教育基本法

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

1. 社会教育の定義

社会教育法における社会教育の定義には、次のような特徴があります。

(1) 社会教育と学校教育の区別

社会教育は「学校の教育過程として行われる教育活動を除き」と規定されていることから、学校教育法に基づく教育過程として行われる教育活動は、学校外で行う活動であっても学校教育です。逆に、教員が講師であったり、会場が学校であっても、地域住民を対象とした公開授業や講座等の教育活動は社会教育です。

(2) 社会教育の対象者

社会教育の対象を「主として青少年及び成人」と規定していますが、青 少年及び成人だけに限っているわけではありません。乳幼児期は、家庭や 幼児教育施設を中心に教育が行われることが多いことから、乳幼児は主た る対象とされていませんが、乳幼児対象の体験教室などは社会教育に含ま れます。

(3)組織的・意図的な教育活動

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、組織的でない教育活動は社会教育には含みません。組織的な教育活動の程度は、明確には規定されていませんが、社会教育においては、学習者、教育者、教育方法、手段の組織性などが考えられます。

(4) 社会教育の範囲

社会教育には「体育及びレクリエーション活動」も含まれていますが、 今日では、スポーツ活動、レクリエーション活動にとどまらず、様々な体 験活動や社会貢献活動も社会教育の範囲として広くとらえられています。 これらの中には趣味として行われる活動もありますが、組織的に行われる教育活動は、いずれも社会教育といえます。

(5) 社会教育と家庭教育の関係

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、「社会教育」に「家庭教育」は含まれず、それぞれ独立したものとされています。子どものしつけ等の家庭教育に関する講座やセミナーが行われていますが、これは学習内容に「家庭教育を扱っている」ということです。つまり、家庭教育そのものは社会教育に含まれませんが、家庭教育に対する支援は、社会教育に含まれます。

社会教育法

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七 十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に 対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

2. 社会教育の意義

社会教育には、地域住民一人一人のもつ資質や能力を高め、その力を地域活動に生かす「人づくり」、そういう人々の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる「地域づくり」、そして、それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」という大切な意義があります。

(1) 「人づくり」

複雑化した現代社会においては、個人や地域は様々な課題を抱えています。それらの課題の解決に向けて、地域住民が当事者意識をもち積極的に 行動することが、これまで以上に求められています。

そのため、社会教育においては、趣味・教養に関する講座等だけでなく、 現代的・社会的課題に応じた学習を充実させる必要があります。

その結果、住民一人一人の資質や能力が高められるなど、社会教育による「人づくり」が期待されています。

(2) 「地域づくり」

過疎化・核家族化など社会状況の変化により、地域コミュニティの希薄化が一層深刻になっています。個人や地域の課題解決に向けた学習活動やボランティア活動等を支援することは、地域住民の力を発揮する機会を提供することとなり、その結果として、地域が活性化されます。これが社会教育のもたらす「地域づくり」です。

(3)「絆づくり」

地域住民が個人の力を高めながら、つながりあい、積極的に行動することにより、地域住民の間に「絆」が生まれ、住民同士のつながりがより強まります。東日本大震災により、家族や地域のつながりの重要性が再認識されました。それとともに地域や社会に貢献しようとする人々の思いや、社会の動きも高まっており、社会教育のもたらす「絆づくり」の重要性は増しています。



教育基本法

(社会教育)

- 第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

令和6年度 三木市の社会教育体制について

平成29年度までは、市長部局が公民館事業や「まなびの郷みずほ」、「別所 ふるさと交流館」などの生涯学習事務全般を補助執行していましたが、平成30年度から教育委員会に生涯学習課が新設され、これらの業務を所管しています。

令和6年度も、昨年同様、社会教育の拠点となる公民館を中心に、地域に根 ざした生涯学習と市民活動の活性化を図るとともに、地域間のふれあい交流の 促進を進めていきます。

■ 生涯学習課

- 1 生涯学習の推進に関すること
- 2 地域コミュニティ活動の促進に関すること
- 3 地域人権学習の推進に関すること
- 4 社会教育団体の育成支援に関すること
- 5 まなびの郷みずほに関すること
- 6 別所ふるさと交流館に関すること
- 7 二十歳の祝典に関すること
- 8 公民館の活動に関すること
- 9 三木ホースランドパークエオの森研修センターに関すること
- 10 中央公民館等施設の複合化に関すること

■ 文化・スポーツ課

- I スポーツ係
 - 1 スポーツの振興に関すること
 - 2 社会体育に係る企画・調整に関すること
 - 3 スポーツ推進委員に関すること
 - 4 社会体育及びレクリエーションの奨励に関すること
 - 5 社会体育団体の指導助成に関すること
 - 6 (公財) 三木市スポーツ振興基金に関すること
 - 7 スポーツクラブ21の運営支援に関すること
 - 8 スポーツ関係者の顕彰に関すること
 - 9 社会体育施設に関すること
 - 10 地域クラブ活動に関すること

Ⅱ 文化芸術係

- 1 文化芸術の振興に関すること
- 2 文化芸術に係る企画・調整に関すること
- 3 文化芸術団体の育成支援に関すること
- 4 文化芸術顕彰制度の運用に関すること
- 5 文化芸術の普及・奨励に関すること
- 6 東播磨地域における文化芸術事業に関すること
- 7 市民文化振興基金事業に関すること
- 8 文化施設に関すること

Ⅲ 文化遺産係

- 1 文化財保護に関すること
- 2 文化財の調査、研究、活用に関すること
- 3 歴史・美術の杜推進事業(国指定史跡の整備計画)に関すること
- 4 歴史資料館の管理・運営に関すること

■ 教育センター

- 1 生涯学習活動に関すること
- 2 青少年教育に関すること
- 3 青少年の非行防止と健全育成に関すること

■ 図書館

- 1 図書館運営、整備に関すること
- 2 図書の収集、整理、保存に関すること
- 3 図書の利用に関すること
- 4 図書に係る調査、相談に関すること
- 5 講座、講演会、その他図書館活動に関すること
- 6 広報に関すること

■ 人権推進課

- 1 「三木市人権尊重のまちづくり条例」、「同基本計画」及び「同実施計画」に関すること
- 2 三木市人権・同和教育協議会に関すること
- 3 人権施策に関すること

令和6年度 社会教育施策の推進について

生涯学習課 業務内容

令和6年度生涯学習課 社会教育関係重点施策

- 1 地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援
- 2 人権尊重の視点を取り入れた生涯学習の推進と地域づくり
- 3 中央公民館等施設の複合化

社会教育関係業務

1 生涯学習の推進に関すること

各公民館において子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに対応した乳幼児教育学級、サマースクール、家庭教育学級、女性セミナー、高齢者教室などの生涯学習講座等を開催し、地域のひとづくり、仲間づくりに努める。

特に家庭教育に関しては、学習講座の充実とともに、親子のふれあいや地域の人と子どもとのふれあいの場を提供する。

2 地域コミュニティ活動の促進に関すること

各地域での各種イベントを通じて、地域住民相互のふれあいと連帯意識を 高め、地域の活性化と明るい地域づくりをめざす。

(主な地域イベント)

グラウンドゴルフ大会、バレーボール大会、納涼大会、運動会、文化祭、 ハイキング、防災訓練、スキー、音楽祭、俳句まつり等

3 地域人権学習の推進に関すること

各地域での人権学習の推進のため、リーダー研修会を行い、地域住民学習会の開催に向け、学習教材の手配や指導者の派遣調整を行うとともに、あらゆる差別の解消と地域づくりに向けた取組を進める。

4 社会教育団体の育成支援に関すること

市内で活躍されている、連合PTA、子ども会育成会連絡協議会、ユネスコ協会、託児ボランティア、身体障害者社会学級等の団体について継続して育成支援を行う。

5 まなびの郷みずほに関すること

三木市高齢者大学、大学院の運営では、①ライフサイクルに応じた生きがいの創造、②地域活動の核となる指導者の養成を目的とし、教養課程をはじめ健康福祉、文化などの専門課程を学びながら、人生 100 年時代をさらに生きがいを創出し、有意義な生活につながる講座をカリキュラムに組んでいる。また、施設を地域のコミュニティの場とするために、活用連絡会を核として、各団体間のイベントやキャンプなど青少年の体験活動を通じて交流促進を図る。

6 別所ふるさと交流館に関すること

地域資源を活かして人々の交流を促し、地域の活性化を図る拠点施設としての活用を進める。管理運営を行うさとの会や別所地域と連携し、ふるさと産品の開発やイベントの実施等により、人が集い、憩い、ふれあい、にぎわいを生む事業を展開する。

7 二十歳の祝典(成人式)に関すること

市内の20歳を迎える方を祝い励ますとともに、大人としての自覚を促す ため、二十歳の祝典を開催する。

なお、法律改正に伴い成年年齢が18歳になったため、式典の名称を変更 した。

令和6年度対象者:平成16年4月2日~平成17年4月1日生まれの方

- 8 公民館の活動に関すること
- 9 三木ホースランドパークエオの森研修センターに関すること 指定管理者制度により運営、管理を行うとともに、エオの森研修センター の老朽化した施設や設備の修繕等を行う。

10 中央公民館等施設の複合化に関すること

集約施設の複合化に向け、「三木市公共施設再配置計画」に基づき、点在する4公共施設と1民間施設の機能を集約するとともに、三木地域のみならず 広域的なにぎわい及び活動の拠点を創出する。

昨年度は基本計画策定及び事業者選定発注支援業務について、公募型プロポーザルによりコンサルティング業者を選定し、本業務の委託契約を締結した。今年度はコンサルティング業者と協力しながら、「中央公民館等複合施設基本計画(案)」の策定を進め、来年度着手する設計、施工の事業者選定に向け事業を進める。

公民館の活動

1 中央公民館

活動目標

- ~ 人と人、心と心がふれあうまちづくり ~
- ① 多世代が集う充実した生涯学習事業の推進
- ② 人と人との絆を深め、共生の心を育む人権教育・学習の推進
- ③ 地域団体の自主自立に向けた運営支援

現状と課題

- ② 多世代が集う充実した生涯学習事業の推進
- 【現状】 高齢者教室、女性セミナー、サマースクールなど、子どもから高齢者までライフスタイルに応じたテーマの生涯学習講座を開催している。
- 【課題】 地域実情に合わせた講座を企画・運営し、自主的なサークル運営をサポートする。また、子どもや子育て世代も含めた多様な世代が興味関心を持つテーマで生涯学習講座を開催する。

③ 人と人との絆を深め、共生の心を育む人権教育・学習の推進

- 【現状】 三木地区人権・同和教育推進協議会の活動計画による人権ミニフェスティバルで、人権作文朗読や人権講演を行った。また、住民学習については、昨年度は集会形式や家庭内学習形式など、地域の実情に応じた様々な住民学習を全43自治会で実施した。
- 【課題】 人権ミニフェスティバルや生涯学習講座において、多様な人権学習の機会を作り、人権意識の高揚に努める。また、各自治会の住民学習については、参加体験型学習や配信動画の活用など、幅広い世代が参加できる学習方法を提示する。

③ 地域団体の自主自立に向けた運営支援

【現状】 三木地区ふれあい交流事業推進委員会(三木地区市民協議会)が、事業部会を中心に「七夕まつり」や「お月見会」などの地域交流イベントを開催し、住民相互の親睦を図るとともに、多様な生活文化圏が存在する三木地区における人と人とのつながりや連帯感を深めるまちづくりを推進している。

また、三木城下町まちづくり協議会が、三木地区に数多くある歴史文化遺産や城下町の特性を活かしたまちづくりを展開している。

【課題】 三木地区ふれあい交流事業推進委員会や三木城下町まちづくり協議会、三木地区区長協議会などの各種地域団体が連携し、住民主体のまちづくりのための地域課題の発掘と協議に向けた仕組みづくりを確立する。

2 三木南交流センター

活動目標

~交流と学びの充実、そして人にやさしく元気な三木南地区に~

- ① 「三木南ふれあいプロジェクト」と連携した住みよいまちづくり活動の推進
- ② 学びの充実と世代を越えた交流の推進
- ③ 人にやさしい人権教育・啓発活動の推進
- ④ 生涯スポーツを通じた仲間づくりと健康づくりの推進

現状と課題

① 「三木南ふれあいプロジェクト」と連携した住みよいまちづくり活動の推進

【現状】 「暮らし生活部会」による地域の課題解決に向けた取組を継続する。

(1)認知症予防プログラムの実践 (2)デマンド型交通導入に向けた検討と 準備 (3)子ども主体のイベント実施。(4)地域支えあい活動後期5年計画 の策定 (5)ふれあいイベントの開催 (6)その他の関連事業(文化、スポーツ、子育て、広報、要援護者支援)を拡充し、より住みよい三木南地区 を目指す。

【課題】 今年は当地区最大の行事「ふれあいイベント」が開催されるが、コロナ 禍で中止し5年間のブランクがあるため、実施に向けた準備やノウハウの 面でやや不安があり、事務局の指導力が問われる。

② 学びの充実と世代を越えた交流の推進

【現状】 心身の発達段階やライフステージに応じた生涯学習講座、テーマを特化した公開セミナーを開催する。その他、乳幼児親子のおしゃべりサロン、小学生のサマースクール、小学生と高齢者のふれあい活動などを計画している。また、サークルや団体に活動の場所と発表の機会を提供するなど、自主活動を支援している。

【課題】 若者と連携した事業により活動への参画を促すことで参加者自身が主体 的に実践する気風を作り出すこと。公民館職員としての実力も必要となる。

③ 人にやさしい人権教育・啓発活動の推進

【現状】 住民学習会は従来型の自由参集方式とし、教材を視聴するとともに紙資料の「ともに学ぶ」も活用するなど、幅広い視点で人権を学ぶ機会を提供する。

【課題】 自分自身の周辺にある身近な人権課題に自らが気付き、その解決に向けて行動する態度を養成すること。

④ 生涯スポーツを通じた仲間づくりと健康づくりの推進

【現状】 年齢や年代、性別を越えて生涯にわたってスポーツを楽しもうとする人にその機会と場所を提供し、健康づくりや仲間づくりに寄与している。 世代交流、地域交流を目的とするスポーツ教室の開催など。

【課題】 スポーツ活動を行なう上での様々なニーズに応えるため、ハード面では 設備や道具、ソフト面では予算措置や職員体制が必要になってくる。

3 別所町公民館

活動目標 ~ 人と人とのつながりのある地域づくり ~

- ① ライフステージに対応した講座の充実と地域課題・社会情勢に直結した生涯学 習の推進
- ② 人権尊重のまちづくりをめざし、館内外における人権啓発の推進
- ③ 自主防災組織のさらなる活性化に向けた支援
- ④ まちづくり協議会や各種団体と協働し、地域づくりとまちのにぎわいづくりを 支援

現状と課題

- ① ライフステージに対応した講座の充実と地域課題・社会情勢に直結した生涯学 習の推進
 - 【現状】 生涯学習講座として、家庭教育学級・さわやか女性セミナー・高齢者 教室を開催するとともに、専門教室として、男の料理教室やサマースクー ル、スマホ教室を開催している。
- 【課題】 フレイル予防をテーマとした講座を継続して実施するとともに、「健康アプリ」などによる健康増進、介護予防事業をすすめるために「スマホ教室」を継続して開催し、便利なアプリを使いこなせる高齢者をさらに増やしていく必要がある。
- ② 人権尊重のまちづくりをめざし、館内外における人権啓発の推進
- 【現状】 啓発DVDを視聴し意見交換を行なう方式、または研修資料や講師を招いての「参加体験型方式」により、対面による形式で全ての地区で住民学習会が行われている。
- 【課題】 コロナ禍の中で人数制限を行ったうえで住民学習会を行ってきた影響により、5年前に比べて、参加人数が元に戻ってきていないところがあり 住民学習の参加人数を増やしていきたい。
- ③ 自主防災組織のさらなる活性化に向けた支援
 - 【現状】 別所まちづくり協議会と公民館が連携を図り、災害発生時の初動行動を 想定して、毛布担架や車いすを利用して負傷者を搬送する内容で地域防災 訓練を開催している。
 - 【課題】 地区の役員が1~2 年で交代する中、要支援者を支援するための「支え合いマップ」を作成する図上訓練と、段ボールベッドの組み立てや車いすによる移動訓練は、毎年交互に行っていく必要がある。
- ④ まちづくり協議会や各種団体と協働し、地域づくりとまちのにぎわいづくりを 支援
 - 【現状】 地域の高齢化と各団体ともに役員のなり手不足が課題となってきており、 大規模イベントとしては、「町民納涼大会」と「町民文化祭」の2つに集約 して開催することとしている。
- 【課題】 地域の高齢化に対応して、役員の負担軽減を図りながらも、住民同士の つながりを深めることができるよう、行事の開催内容と方法を工夫して開催していく必要がある。

4 志染町公民館

活動目標

- ~ こころ通い合う、人がやさしいまちづくり ~
- ① 「志染ふれあい委員会」の自立的運営の支援
- ② 「人がやさしいまちづくり」のための人権教育・啓発の推進
- ③ それぞれのライフステージや参加者のニーズに応じた生涯学習講座の開催

現状と課題

- ① 「志染ふれあい委員会」の自立的運営の支援
- 【現状】 「志染ふれあい委員会」は活気あるまちづくりの推進と町民の交流をめざし多くの事業に取り組んでいる。特に昨年度はコロナ禍明け数年ぶりの開催となった事業も多く、事務局が中心となっての事業運営となった。また、「ふれあい委員会」のメンバーや地域の役員が毎年交代しているため、特定の課題解決に特化して継続的な検討・協議をおこなうことを目的に昨年度より特別委員会を設置し、公共交通の導入について協議・検討、今年度は旧志染中学校跡地利活用についても協議を進める。
- 【課題】 ふれあい委員会の構成メンバーが原則一年任期であるため、部会運営 が公民館事務局主導となっている現状。各部会所属の前任区長の積極的 参加を推進し、より主体的な部会運営を支援していく必要がある。
- ② 「人がやさしいまちづくり」のための人権教育・啓発の推進
- 【現状】 地推協を中心とした住民学習会の取組や、地域リーダー・指導者研修会、地域づくり研究大会、館外人権研修などを開催、人権啓発に努めている。また、利用者を対象に人権研修を行っている。
- 【課題】 昨年度は13地区すべてで対面による住民学習会を開催し、330名の参加者を得た。うち、初めての参加が33名、若い世代の参加者を増やす手立てを社会教育推進委委員や区長会で協議している。
- ③ それぞれのライフステージや参加者のニーズに応じた生涯学習講座の開催
- 【現状】 すくすく(乳幼児教育)学級やいきいき(高齢者)教室、ゆうゆう(成人)セミナーなど、それぞれの世代の興味関心や地域の実情を加味したテーマ設定をして講座を開催している。また、内容に応じて「いきいき」「ゆうゆう」との合同開催とするなど柔軟な講座運営を行っている。御坂神社の禰宜さんの講演など、地域人材を活用した講座はとくに好評であった。
- 【課題】老人クラブ長会開催日に高齢者教室を開催するなどして参加者を確保しているのが現状。新たな受講者の確保が課題。

5 細川町公民館

活動目標

- ~ 公民館で 学ぼう! 集まろう! つながろう! ~
- ① ライフステージ・地域課題・社会情勢に対応した生涯学習の推進
- ② 人権尊重のまちづくりをめざした人権教育・啓発の推進
- ③ 町づくり協議会と連携した公民館利用促進と地域コミュニティ形成事業の充実

現状と課題

- ① ライフステージ・地域課題・社会情勢に対応した生涯学習の推進
 - 【現状】 子育て世代を対象に「乳幼児教育学級(ひよこクラブ)」、成人男女を対象に「ゆとり講座」、高齢者を対象に「高齢者教室」、専門教室として小学生対象に「サマースクール」等を開催している。
 - 【課題】 参加者の高齢化・固定化に加えて、これまでの新型コロナの影響もあり、全体としては参加者数が減少傾向にある。参加者のニーズにそった 講座内容の見直し・工夫が必要である。
- ② 人権尊重のまちづくりをめざした人権教育・啓発の充実
 - 【現状】 令和5年度地推協総会、住民学習指導者・リーダー研修会を従来通りの形で開催することができた。住民学習も、昨年に引き続き、新型コロナの感染状況を見据えながら、各自治会が学習方法・教材を選択して実施する。今年度は、地区の住民が集まりビデオを活用する地区が増加しそうである。

秋には、住民学習取組報告、小中学生人権作文朗読、人権講演会を内容とした細川町豊かな町づくり推進大会を開催する予定である。

- 【課題】 住民学習の開催方法・内容等の工夫を図りながら、若い世代や新たな 参加者を増やし、より多くの住民が積極的に人権学習に取り組めるよう 啓発活動や支援体制を充実させる。
- ③ 町づくり協議会と連携した公民館利用促進と地域コミュニティ形成事業の充実 【現状】 新型コロナの影響もあり、町行事の中止・規模縮小を余儀なくされ
 - 【光水】 利空コロナの影響もあり、町打事の中正・規模縮小を宗儀なくされてきた。ただ、令和5年度は公民館の来館者数が回復傾向にある。 昨年度開始された「細川地域学校」は、季節ごとでなくテーマごと に開催し、持続可能な取組に発展するよう模索を始めている。
 - 【課題】 細川地域学校の講座から公民館サークル活動へのスムーズな移行のためのサポートをいかに進めていくかが課題である。また、地域行事や「細川地域学校」の認知度を高め、参加者の増加を図るため、公民館だより・豊かな町づくりニュース等、紙媒体による情報発信に加え、町づくり協議会や「ほそかわ情報局」のホームページ・ライン公式アカウント等を活用した情報発信の積極的な支援をしていきたい。

6 口吉川町公民館

活動目標

- ~ "大家族" みんながつながる公民館~
- ① 「口吉川ふれあいまちづくり協議会」の自主自立した運営の支援
- ② 人権尊重のまちづくりを推進
- ③ 地域にあった生涯学習事業の推進

現状と課題

① 「口吉川ふれあいまちづくり協議会」の自主自立した運営の支援

【現状】 ふれあいまちづくり協議会の各部会と各事業の企画委員会が中心になり、「ロ吉川ふれあい夏まつり」、「町民文化祭」や「防災訓練」を開催し、町民相互の交流と親睦を図る。一方、「ふれあいバス」の運行や、一人暮らし高齢者等を支援する友愛訪問活動や「ふれあいサロン」の開催などに取り組んでいる。

【課題】 協議会運営や地域課題の解消に向け、子ども会、老人クラブ、ボランティアグループなど地域で活躍している各種団体との連携を図る。また、「ふれあいサロン」の継続運営にむけた会員確保を図る。

② 人権尊重のまちづくりを推進

【現状】 集会形式による住民学習を推奨し、人権意識の向上を図ると共に、地域づくり研究大会では実践発表や記念講演会を行い、人権学習を進める計画である。また、口吉川地推協館外研修(京都府「ウトロ平和祈念館」)を計画している。

【課題】 住民学習参加者が減少傾向にあるが、指導者、リーダーの資質の向上 を目指すとともに、誰もが参加しやすい学習会になるよう内容を工夫し ていく。

③ 地域にあった生涯学習事業の推進

【現状】 乳幼児教育学級、女性セミナー及び高齢者生きがいセミナーなどを通じて地域でふれあいや交流が図られている。

【課題】 乳幼児学級や専門教室への参加が減少し、女性セミナー、高齢者セミナーは受講者が固定化しつつある。これまで公民館を利用したことのない人等より多くの方の参加を図るため、それぞれの教室間で交流を持つなど学習内容を見直し、魅力ある講座を開催する。

7 緑が丘町公民館

活動目標

- ~ 人と人とのつながりをまちの力に ~
- ① 地域コミュニティを担う社会教育関係団体の活動を支援
- ② 地域の様々な活動団体が参画する新しい組織づくりのための支援
- ③ インターネットを活用した生涯学習や地域活動の推進
- ④ 人権視察研修会など、体験型学習の機会を増やす

現状と課題

- ① 地域コミュニティを担う社会教育関係団体の活動を支援
- 【現状】人権、福祉、多文化共生、防災、住環境をテーマとした生涯学習講座を 開催し地域づくりにつながる学びを進めた。また、関国大との連携事業 により若い世代の参画を図ると共に、校区の統合により広域となった同 じ中学校区内での交流事業を実施した。社会教育活動の促進については、 関係団体の活動状況の発信とともに活動を支援した。
- 【課題】地域コミュニティを担う人材の高齢化。 社会教育関係団体の会員数の減少。

② 地域の様々な活動団体が参画する新しい組織づくりのための支援

- 【現状】緑が丘町まちづくり協議会の具体的な活動を担当する専門部会の活動が 自立的に進むよう支援した。特に、「暮らし部会」、「住民学習部会」に参 画し運営が円滑に進むように支援を行った。
- 【課題】まちづくり協議会構成団体の役割分担と連携。 地域活動を担う人材の発掘。
- ③ インターネットを活用した生涯学習や地域活動の推進
- 【現状】インターネットを活用した動画配信に取組み、一部の地域行事について 配信を行った。今後は、これらのインターネットによる情報やサービス を多くの住民が活用できるように携帯キャリアなどと連携したスマホ基 本講座に取り組んだ。
- 【課題】スマホ講座について、基本学習から応用学習へのレベルアップ。
- ④ 人権視察研修会など、体験型学習の機会を増やす
- 【現状】まちづくり協議会の住民学習部会が中心となりリーダー研修会、視察研修会、人権講演会を開催した。視察研修会については2回実施すると共に、住民学習会については、各自治会役員会の場を利用した住民学習会実施の取り組みを進めることで、昨年よりも回数、参加者数が増加した。
- 【課題】自治会単位の住民学習会への参加促進。 地域住民の意見交換による学び合いの学習。

8 自由が丘公民館

活動目標

- ~住み続けたいまち自由が丘をめざし、ふれあいを大切にする活力ある公民館~
- ① 生涯学習機会の充実
- ② 地域コミュニティの活性化
- ③ 自由が丘市民協議会による地域課題解消に向けた運営支援
- ④ 人権尊重のまちづくりの推進

現状と課題

- ① 生涯学習機会の充実
- 【現状】 生涯学習講座(女性・高齢者・乳幼児等)を年間で各10回程度実施。 各講座とも参加者も増え高評価を得ている。今後も講座後のアンケート結果等を参考に受講者のニーズを把握し講座を実施していく。夏休みには小学生を対象にサマースクールのほか、地域住民が学習支援を行う「夏休み自由っ子未来塾」を開催している。
- 【課題】 参加者の幅を広げる講座の工夫や広報活動の充実を図ること。指導者 の高齢化に伴う人材不足を補うために新たな人材を確保すること。
- ② 地域コミュニティの活性化
- 【現状】 地域コミュニティの一層の活性化をめざし、納涼盆踊り大会やウォーキングフェスティバルをはじめとした地域行事や文化祭、自主防災訓練等も制限を設けず予定通り実施する。
- 【課題】 地域行事を実施する役員の高齢化が進み運営に影響が出てくる可能性 があるため世代交代を図ること。多世代交流を推進するための工夫。
- ③ 自由が丘市民協議会による地域課題解消に向けた運営支援
 - 【現状】 地域課題のテーマをもとに「くらし生活部会」「住環境改善部会」「安全対策部会」の3部会を設け、課題解決に向け協議・対応している。
- 【課題】 自由が丘市民協議会が主体的に活動を推進していけるよう、地域課題 について、協議・対応していく仕組み作りを確立すること。
- ④ 人権尊重のまちづくりの推進
- 【現状】 地推協を中心に同和問題や新たな人権課題について、各地区での住民 学習会や老人会、登録団体等で研修会を行っている。また、フィールドワ ークなど体験を通した館外人権研修を年2回実施している。
- 【課題】 住民学習会を各地区や老人会、公民館登録団体等で実施しているが、 参加者が限られている。幅広い年齢層の住民に一人でも多く参加してもら えるよう開催方法や啓発活動を工夫すること。

9 青山公民館

活動目標

- ~多世代が気軽に集い、地域の交流拠点となる公民館~
- ① まちづくり協議会が取り組む、地域課題解決に向けた活動への支援
- ② 人権尊重のまちづくりの推進
- ③ 受講者が興味を持って参加できる生涯学習事業の実施
- ④ 多世代が集いやすい環境整備と、世代間交流の推進

現状と課題

- ① まちづくり協議会が取り組む、地域課題解決に向けた活動への支援
- 【現状】 住みよいまちづくりの実現をはかるために設立された部会(防犯、子育て支援、高齢者支援、広報 他)により、地域課題解決に向けての取組が進められている。
- 【課題】 自主自立運営に向けた側面サポートの在り方 公民館と連携した各種行事の在り方
- ② 人権尊重のまちづくりの推進
- 【現状】 まちづくり協議会の人権部会「青山ふれあいネット」が人権学習の推進 役を担い各種セミナーや講座などを開催し、同和問題への研修をはじめ、 館外研修、国際理解講座等を実施している。
- 【課題】 地域住民が求めるテーマの設定

自治会単位の住民学習への参加促進

学校再編による地域間交流の観点からも同和問題にかかる研修の充実

- ③ 受講者が興味を持って参加できる生涯学習事業の実施
- 【現状】 乳幼児学級は季節行事や親子交流を深め、女性セミナーは生活や健康に 関する女性の関心が高い内容を、高齢者教室は自ら学び、生き生きと過ご すためのきっかけをつくることをねらいとして計画している。

【課題】 新たな参加者の開拓と登録者の出席率向上

- ④ 多世代が集いやすい環境整備と、世代間交流の推進
 - 【現状】 子どもから高齢者まで、各種団体の活動をはじめ地域の交流拠点として 連日多くの来館者で賑わいをみせている。
 - 【課題】 現役世代の利用者の来館を促す工夫

Wi-Fi 環境の整備に向けた望ましい利用方法の検討

10 吉川町公民館

活動目標

- ~ いきいきと 心ふれあうまち ~
- ① 吉川町まちづくり協議会による地域課題解決に向けた取組への支援
- ② よかわふるさと交流推進協議会の「交流の場づくり」と「自立」への支援
- ③ 生涯学習機会の充実
- ④ 人権教育の推進

現状と課題

① 吉川町まちづくり協議会による地域課題解決に向けた取組への支援

- 【現状】 平成22年度発足から12年が経過した中で、これまでの活動に対する足跡と効果を検証した中で、「よかわのことはよかわのみんなで考えよう」をスローガンに新たにスタートを切った。
- 【課題】 各団体のトップ等で形成する団体であり、まちづくりの専門的経験の少ないメンバーも多く、みんなで考えみんなで作る自主自立した協議会の限界が感じとれる、どの様な町にしていくのか何を目指すのか明確な目標を立てるとともに一部のメンバーに負担が掛かり過ぎないように、組織内の役割を見直し実行力のある協議会にする必要がある。

② よかわふるさと交流推進協議会の「交流の場づくり」と「自立」への支援

- 【現状】 ふれあい喫茶「どんがらりん」を主要事業とし活動している。また、「よかわコーヒーくらぶ」の拠点を公民館から近隣の(吉川支所跡地の吉川図書館 隣接多世代交流スペース)に移すなど、新たな交流の輪を広げる場を探っている。
- 【課題】 ふれあい喫茶スタッフの高齢化と後継者確保が課題である。今後、事業の存続を含め、まちづくり協議会との連携のもと、継続的して活動していけるか、また今後は自立して運営が出来るかが重要な課題となっている。

③ 生涯学習機会の充実

- 【現状】 子どもから高齢者、女性を対象とした生涯学習の場を提供している。こと ぶき学級による高齢者教室やサークルに分かれての学習、女性専用セミナー、 キッズゆめ広場など多様な学習に取り組んでいる。
- 【課題】 少子高齢化の進展とともに、地域住民の方の生涯学習ニーズの把握と学習機会の提供、あわせて世代間の交流、若い世代の参画が課題となっている。

④ 人権教育の推進

- 【現状】 住民学習については、継続性が重要であるため、地域で実施しやすい形態を考慮したうえで開催している、コロナも第2類から第5類へ変わったこともあり対面による研修、集会による意見交換などコロナ禍以前の形態による住民学習を推奨する。
- 【課題】 一旦崩れたスタイルを、従来の集会スタイルに戻していくには一定の期間 が必要と考える。吉川町人権同和教育推進協議会で協議し今後を考える。

図書館 業務内容

令和6年度図書館重点施策

- 1 乳幼児から高齢者まですべての市民が便利に利用できる図書館の運営
- 2 DX時代に対応した図書館サービスの調査・研究
- 3 省エネ・地球温暖化対策の取組として、吉川図書館の照明LED化

<主な業務内容>

1 図書館運営、整備に関すること

市民の「知りたい」「読みたい」に確実に応えるため、中央図書館を中心とした市内図書館のネットワークを強化し、県内はもとより全国各関係機関との連携を図り、必要とされる資料を必要な方に合わせた形での提供ができるよう努める。

また、「市民とともに歩み、成長する図書館」をめざし、イベントの開催や 図書館事業について、図書館ボランティアなど市民とともに取り組み、図書館 を中心とした「本と人」「人と人」のつながりの場を提供する。

2 図書の収集、整理、保存に関すること

乳幼児から高齢者まで、市民のニーズに応じた資料を中心に、市民の新たな 発見を促し、各々の課題解決に役立つ資料を収集する。

また、三木市や兵庫県などの地域を知り、研究する手がかりとするための地域資料を市民に貸出、閲覧できるように、地域の自然や文化、歴史、産業などに関する資料を積極的に収集し整備する。

3 図書の利用に関すること

市内4拠点間での貸出・返却(返却はすべての公民館で可能)・予約・受取ができる本の共通利用をはじめ、県立図書館や近隣の図書館等との相互貸借による資料提供のほか、本の予約やリクエストの普及を図るなど、日々の活動を通して図書館に寄せる期待や信頼を高める。

また、日々の学習や学級文庫等における図書館資料の活用の他に、図書館見 学や図書館施設を利用した作品展示などを通して、市内各学校との連携を図り、 子どもたちが本に親しむ環境づくりに努める。

4 図書に係る調査、相談に関すること

図書館司書の専門的資質を向上させ、資料に関する調査、相談サービス (レファレンスサービス) を充実させる。市民自らが課題を発見・選択して、その

解決に向けて主体的に取り組んでいくことを支援する。

また、児童生徒が様々な資料から自分に必要な情報を探し出すための支援を行う。

5 講座、講演会、その他図書館活動に関すること

講座や講演会、展示など各種行事の開催を市民と協働して実施する。ブックスタートやおはなし会、ストーリーテリング等を通じ、子どもが幼いころから本や物語に触れる機会を提供し、子どもの読書活動を支援する。

また、対面朗読や手話でみんなのおはなし会、えいごのおはなしかい、宅配 サービスなどを関係各課と連携して実施し、すべての市民が図書館サービスを 受けられる環境を整える。

6 広報に関すること

中央図書館の図書館だより「ふいご」をはじめ、吉川図書館「よかぼん」、 青山図書館「あおと便」を発行して新着図書情報や図書館事業等をPRする。 また、「広報みき」、ホームページ、ツイッターを活用し、効果的でタイムリ ーな情報発信を行う。

文化・スポーツ課業務内容

令和6年度文化・スポーツ課重点施策

- 1 中学校部活動の地域クラブ活動への移行を見据え、先進地視察や体験会などを開催
- 2 市制70周年記念事業の実施
- 3 国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画に基づく事業の推進

I 文化芸術係

1 文化芸術の振興、普及、奨励に関すること

文化芸術活動を行う個人・団体の活動意欲を喚起するとともに、多様な文 化芸術に触れ親しむ機会を提供し、市民文化の向上に寄与する各種事業を開 催する。また、子どものころから自分の表現と向き合い、自己表現の場を提 供するためにハイティーンを対象としたアートティーン公募展を開催する。

また、市制70周年記念事業として、堀光美術館において上田桑鳩特別企 画展及び講演会等を実施するとともに、寄贈いただいた作品の図録を作成す る。

- 2 文化芸術団体の育成支援に関すること 文化連盟等組織団体の活動支援並びに助成を行い、団体の育成を図る。
- 3 文化芸術顕彰制度の運用に関すること 三木市文化芸術賞表彰規則の施行に伴い、選考委員会を組織し、実効性の ある規則の運用を行う。
- 4 東・北播磨地域における文化芸術事業に関すること

東·北播磨地域で活動する文化芸術団体の相互の交流と発表の機会を提供 し、地域文化の発展向上を図る地域事業の開催協力や参加支援を行う。

今年度は、東・北播磨地域の茶道に携わる方々が多数集う東播磨大茶会を 三木市が担当し、三木市で開催する。

5 市民文化振興基金事業に関すること

市民文化振興基金を活用し、子どもたちに優れた舞台芸術に触れる機会を隔年で提供し、豊かな感性を育成する。

また、全国大会等に参加する者に対して経費の一部を補助することにより、 青少年の文化・芸術活動の振興を図る。

6 文化施設の管理・運営に関すること

(1) 三木市立堀光美術館

美術館の事業計画や運営について、美術館協議会に諮りながら、地域の美術文化の拠点施設として、本市ゆかりの芸術家や市内で創作活動を行う芸術団体等の作品展を特別展・特別企画・企画展として開催し、創作活動の支援や育成を図るとともに、市民に多彩な芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術活動の推進と地域文化の振興を図る。

また、ワークショップなどを開催し、市民が身近に芸術を楽しめる機 会づくりに努める。

(2) 三木市文化会館

会館の管理運営については、指定管理者(公益財団法人三木市文化振興財団)が行っており、業務の履行確認と指導監督を適切に行う。

指定管理者と連携して、市民参加型事業の「三木第九」演奏会や「みき演劇セミナー」を継続して実施する。

Ⅱ スポーツ係

1 市民のスポーツ振興に関すること

市民の自主的、主体的なスポーツ活動を促進させるため、市民スポーツ教室やみっきぃふれあいマラソンなどのライフスタイルとライフステージに応じたプログラムを提供する。

ゴルフ、テニス、スケートボードパーク等の三木の特色を活かしたスポーツ文化を広く市民にアピールするとともに、市民交流の輪を広げ、市民の健康増進と青少年の健全育成に努める。

2 社会体育に係る企画・調整に関すること

スポーツの普及、振興を図るために、年齢や体力、技術に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる活動プログラムなどの 企画や研究に取り組む。東京パラリンピックでの活躍を契機として関心の高 まった障がい者スポーツの推進に取り組む。

3 スポーツ推進委員に関すること

スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツ振興のため住民の求めに応じて スポーツの実技指導等を行うため、スポーツ推進委員を31名委嘱している。 地域のスポーツ活動の普及、推進を図り、ニュースポーツの普及に努める。

4 社会体育及びレクリエーションの奨励に関すること 誰でも楽しめるニュースポーツの体験や、レクリエーションスポーツ大会 を開催する。

5 社会体育団体の指導助成に関すること

スポーツ協会及び加盟17単位協会の活動の活発化と指導・助成に努める。 競技スポーツの向上を目指すとともに、体育・スポーツなどの普及・振興を 図り、市民の心身の健全な発達と明るく心豊かな市民生活の向上に寄与する。

- 6 公益財団法人三木市スポーツ振興基金に関すること 体育・スポーツの振興のため、事業の実施や法人の資産管理を行う。
 - ・指導者育成事業 著名なスポーツ関係者による講演会またはスポーツ体験会を開催する。
 - ・選手強化育成事業 一流選手などを招へいし、直接指導を受ける強化練習会などを開催する。
 - ・選手派遣助成事業 全国大会等に出場する個人・団体への必要経費などを助成する。

7 スポーツ関係者の顕彰に関すること

体育・スポーツで優秀な成績を収めた個人・団体に対し、三木市スポーツ 賞表彰規則に基づき、その栄誉を称えるとともに広く市民に普及させること を目的に三木市スポーツ賞を授与する。また、本市における体育・スポーツ の振興に貢献され、その功績が顕著な方へ教育功労者表彰(スポーツ部門) を贈呈し顕彰する。

8 スポーツクラブ21の運営支援に関すること

市内11クラブにおける財政基盤の確立や人材の確保について助言するとともに、公共施設の利用に係る支援を進める。また、三木市スポーツクラブ21連絡協議会において、各競技やニュースポーツの交流を通じて各スポーツクラブ同士の連携を図る。さらに、スポーツクラブの活動状況や地域独自の取組などを広く公開するとともに、自立したクラブ運営を支援する。

- 9 社会体育施設の管理運営に関すること
 - (1) 総合体育館等の利用者調整 スポーツ施設の利用者調整を行い、施設利用の円滑化、効率化を図る。
 - (2) スポーツ用具の貸出し レクリエーションスポーツの普及のために用具の貸出しを行う。 (グラウンドゴルフ、スカイクロス、ペタンク等)
- 10 地域クラブ活動に関すること

国から提言のあった公立中学校等の部活動の地域移行について、令和7年度から地域クラブ活動のモデル事業としてゴルフ部を創設するために、先進地視察や体験会などを実施し、活動内容の決定を行う。

Ⅲ 文化遺産係

1 文化財保護に関すること

郷土の貴重な文化財を保護するため、文化財保護法、県・市文化財保護条例に基づき、指定候補物件の調査鑑定を行い、文化財指定に努めるとともに、 指定文化財等の保存管理を行う。

- 2 文化財の調査、研究、活用に関すること
 - (1) 市内に埋もれている貴重な文化財を把握するため、詳細な調査を実施
 - ・調査ボランティアによる石造品の悉皆調査を実施
 - (2) 埋蔵文化財発掘調査の実施
 - ・文化財保護法に基づく、開発行為に伴う確認発掘調査を実施
 - ・発掘調査等で市内遺跡から出土した遺物や実測図等の整理
 - (3) 文化財の啓発、活用のための展示、講演会等の実施と調査報告書の刊 行
 - 発掘調査出土品の常設展示や企画展示を開催し、三木の歴史を紹介
 - ・学校教育又は社会教育(各種講座、セミナー等)での歴史学習の講師(職員)派遣やメニューづくりの指導助言
 - ・文化財調査等によって取得したデータの整理、研究による報告書の作 成、刊行
- 3 歴史・美術杜推進事業(国指定史跡の整備計画)に関すること
 - (1) 「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の推進 平成29年度に策定した「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」に基づき、計画的に事業を進める。
 - (2) 国史跡の整備や有効活用の啓発

史跡地の除伐や下枝、下草の刈払など、散策ルートの整備や維持管理に努め、三木合戦が体感できるよう整備する。また、トイレや駐車場などの史跡周辺の環境整備を進め、「ウォーキングマップ」を利用した史跡の紹介や歴史ウォーク、市内外の各種団体における史跡見学や講座・講演に係る支援、市内小学校での「ふるさと三木の歴史学習」などを行うことによって、歴史文化遺産を活用したまちの活性化、ふるさとへの誇りづくり、愛着づくりに努める。

(3) 三木城跡の発掘調査

「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」に基づき、令和 4~7年度にかけて三木城本丸跡・二の丸跡の発掘調査と報告書作成を 実施する。

(4) みき歴史資料館を「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」のインフォメーション施設としたまちのにぎわいづくり

みき歴史資料館は、市内外の人々が、気軽に訪れることができる「時空(とき)の拠点」「情報発信の拠点」「まちづくりの拠点」として、堀 光美術館や金物資料館、史跡や登録文化財と連携し、まちのにぎわいづ くりに努める。

教育センター 業務内容

社会教育関係業務

1 生涯学習に関すること

(1) 市民講座「ICT 活用個別相談会」

スマホの基礎的な操作方法を内容とした市民講座「ICT 活用個別相談会」を実施する。市民ニーズに対応するとともに、「トライやる・ウィーク」と連動させて、世代間交流体験の充実を図る。

(2) 三木市CGアートコンテスト

デジタルアートの可能性を広げるとともに、作品の発表の場を提供することにより、とりわけ子どもの才能を伸ばすためにCGアートコンテストを開催する。

2 青少年の非行防止と健全育成に関すること

(1) 青少年補導委員による補導活動

青少年補導委員の活動やPTAパトロールの活動を推進し、巡回パトロール、 街頭補導、深夜補導、特別補導、大型量販店のパトロール等を行い、青少年の非 行防止と健全育成に努めるとともに、学校・警察・業者との情報交換会を開催し、 連携を図る。

(2) ネット見守り隊事業

インターネット上で、子どもたちに悪影響を及ぼしている問題事案について、 特別監視員にネット検索を依頼するネット見守り隊事業を行う。

(3)「人の目の垣根隊」による児童生徒の見守り活動

子どもたちの登下校の安全を守る上で非常に重要な役割を担っていただいている「人の目の垣根隊」会員の活動の充実を図るために、垣根隊会員の募集や学校、 地域及び青少年センターとの情報交換会を開催する。

人権推進課 業務内容

令和6年度 社会教育関係重点施策

総合隣保館を中心に人権施策を推進するとともに、公民館を地域における 人権推進の拠点とし、三同教及び各地域の地推協との連携を図りながら地域 のまちづくりの中で人権問題を解決していく仕組みづくりを進める。

基本目標

- 1 同和問題をはじめ、あらゆる人権課題に対する教育及び啓発に取り組む。
- 2 市民参画型の人権教育及び啓発を進める。
- 3 若年層の人権意識の高揚を図る取組を進める。

社会教育関係業務

- 1 「三木市人権尊重のまちづくり条例」、「同基本計画」及び「同実施計画」に関すること
- (1) 「三木市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的に「三木市人権尊重のまちづくり基本計画(第3次)」「三木市男女共同参画プラン(第3次)」に則り、毎年度「実施計画」を策定し、全庁的に人権行政施策の推進に取り組む。令和5年度に実施した「人権に関する市民意識調査」及び「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を分析し、今年度は、「基本計画(第4次)」及び「参画プラン(第4次)」を策定する。
- (2) 三木市人権尊重のまちづくり推進審議会を開催し、各所管の取組状況 について報告し、協議する。
- 2 三木市人権・同和教育協議会に関すること

「人権に係る多様な学習活動」「FMみっきいによる人権啓発放送」「じんけんカレンダーの作成」「研究大会、各種研修等の参加支援」「人権ふれあい交流」などの事業を継続実施し、さらに、「三同教サポーター登録制度」など、市民参画型の啓発事業を進める。研究大会においては、令和3年度から分科会構成を新たに組み、発表者がテーマや発表の形態を決めることができる、また、参加者が自由に参加できるスタイルに変えて、実施した。今年度も、前回の研究大会を継承し、さらなる発展をめざす。また、

各地域、団体とのつながりを強め、市民一人一人の人権意識の高揚を図る。

3 人権施策に関すること

- (1) 総合隣保館を基点として、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解決に向けた施策を総合的に進める。
 - ア地域福祉事業、相談事業
 - イ セミナー、フォーラム、文化祭記念講演会、視察研修
 - ウ 社会調査研究
 - エ 教養文化講座、子ども教室
- (2) 公民館を地域の核にした地域の特徴や実情にあった人権教育・啓発を進める。
- (3) 住民学習の活性化を図るため、取り組み方を工夫し、多くの市民が人権を 学んでいける住民学習に取り組む。
- (4) 人権に関する課題の解決と、共に生きる人権尊重の明るいまちづくりを進めるため人権教育総合推進事業を実施する。
 - ア 教育事業
 - イ 人権リーダー育成事業
 - ウ 人権教育団体活動助成事業
- (5) 様々な場面で市民の主体的な学習を促すため、啓発資料等を作成し、配布する。
 - ア 人権問題啓発資料「ふるさとに生きる vol. 34」
 - イ 小・中学生及びPTA等の人権作文集
 - ウ 人権・同和教育実践記録集
 - エ 広報活動事業 (隣保館だより)
- (6) 市民の人権意識の高揚を図るため、人権尊重のまちづくり推進強調月間の取組を行う。
 - ア 小・中学生及びPTA等からポスター・標語・作文の募集
 - イ 市内巡回啓発
 - ウ 「市民じんけんの集い」の開催
- (7) 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画を推進するため、女性のための各種相談事業を実施するほか、セミナーや情報誌による啓発事業を進める。
- (8) 子どものいじめ防止に関する条例に基づき、子どもいじめ防止センターにおいて、相談窓口の開設のほか、いじめ防止のためセンター便りの発行や弁護士による出前授業、いじめ防止講座等の啓発に取り組む。

令和6年度 東·北播磨地区、県·近畿·全国 社会教育委員協議会関係予定

事 項	日時	場所	内 容
東播磨・北播磨地区 第1回幹事会・ 事務担当者会	5月9日(木) 14:00~16:00	兵庫県加古川 総合庁舎	令和5年度事業・決算報告、 令和6年度役員・事業計画案・予 算案、顕彰について
兵庫県社会教育 委員協議会 総会・研修会	6月4日(火) 13:30~16:00	兵庫県民会館	表彰、 令和5年度事業・会計決算報告、 令和6年度役員選出・活動目標 案・事業計画案・予算案承認 講演「」 講師
東播磨・北播磨地区 総会・第 1 回研修 会	6月6日(木) 13:30~16:00	多可町 八千代コミュ ニティプラザ	総会、顕彰 令和5年度事業・決算報告、 令和6年度役員・事業計画案・予 算案について 講演「社会教育が育むウェルビー イング(仮)」 講師 motto ひょうご 事務局長 栗木 剛 氏
東播磨・北播磨地区 第2回幹事会 (東・北公連と合同)	7月5日(金) 14:00~16:00	兵庫県加古川 総合庁舎	第3回研修会について 近畿大会・全国大会について
東播磨・北播磨地区 第 2 回研修会 (社会教育団体合同)	7月27日(土) 13:30~16:00	稲美町 文化会館 コスモホール	東・北播磨地区社会教育振興大会 講演「みんなががんばれる地域社 会づくりのために(仮)」 講師 合同会社 人・まち・住ま い研究所 代表 浅見 雅之 氏
近畿地区社会 教育研究大会 (京都大会)	9月6日(金)	京都府京都テルサ	研究主題 『 』 』 記念講演 『 』 』 講師 氏
第66回 全国社会教育 研究大会 (茨城大会)	10月23日(水)~25日(金)	茨城県 水戸市民会館	研究主題「」 記念講演、分科会
東播磨・北播磨地区 第3回研修会 (東・北公連と合同)	10月29日(火) 13:30~15:00	稲美町 ふれあい 交流館	(東播磨・北播磨公民館連絡協議会との合同研修会) 講演『 未 定 』 講師 未 定
兵庫県社会教育 研究大会	11月27日(水) 13:00~16:00	県庁付近	記念講演、分科会

東播磨・北播磨地区 第3回幹事会・ 事務担当者会	2月28日(金) 13:30~14:45	兵庫県加古川 総合庁舎	令和6年度事業・決算見込報告 令和7年度事業計画案・予算案
東播磨・北播磨地区 監査会	3月21日(金) 10:00~11:30	兵庫県加古川 総合庁舎	令和6年度会計監査

三木市における今後の学校部活動及び 地域クラブ活動の展開についての意見書

> 令和6年3月 三木市部活動の在り方検討会議

目 次

はじ	じめに	• • •	1
1	三木市における部活動の現状	•••	2
2	文化・スポーツ活動を通して子どもたちに育成した	いこと	
		• • •	3
3	地域クラブ導入の方向性	• • •	3
4	多様性のある「文化・スポーツ活動」の環境づくり	• • •	5
【資	音料 】	• • •	6
1	意見書に関する参考資料	• • •	7

はじめに

学校における部活動は、文化・スポーツ活動に興味・関心のある生徒が自主的に参加し、教師等の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、活動を通してよりよい人間関係づくりを行ったり、自己肯定感や責任感、連帯感などを育んだりするなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義を有しています。

しかしながら、少子化が進展する中、学校における働き方改革などの観点を含め、 従前と同様の体制で部活動を運営することは難しくなってきている現状があります。

これらの課題を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する議案に対する付帯決議」(衆・令和元年11月、参・令和元年12月)において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」と指摘され、令和2年9月には、スポーツ庁の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする」と示されました。

また、学校部活動の地域連携並びに地域スポーツクラブ活動への移行に取り組むべく、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインが、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として統合され、令和4年12月に示されました。これらの動きを受け、全国各地域で「今後の部活動の在り方」についての検討が進められています。

三木市も例外ではなく、生徒数が減少するとともに、入部率も年々減少しています。 また、合同チームでの大会への参加等の状況が見られます。生徒の希望に応えられる 文化・スポーツ活動を、学校だけで担っていくのは今後ますます難しい状況になって いくと想定されるため、持続可能な部活動の在り方を早急に検討していく必要があり ます。

そこで、三木市部活動の在り方検討会議は、三木市における持続可能な部活動の在り方や地域クラブ活動の展開について協議し、「意見書」としてまとめることを目的として設置されました。これまでに5回の協議を重ね、文化・スポーツ活動を通して子どもたちに育成したい力や、地域クラブ導入の方向性等々について、忌憚のない意見交換を行ってきました。

本意見書が、子どもたちにとって望ましい文化・スポーツ環境を構築するため、三 木市の地域性を生かしたクラブ活動の実現に向けて活用されることを期待していま す。

令和6年3月

三木市部活動の在り方検討会議 会長 森 田 啓 之

1 三木市における部活動の現状

(1) 生徒の部活動参加状況に関する現状

【運動部に関すること】

- ① 三木市の中学校では、学校単位での活動や大会参加が難しくなってきており、チームの人数が不足する場合は、学校間で合同チームを作っている。
 - ※ 令和5年度からは、中学校体育連盟の合同チームの条件が緩和され、チームの人数が足りていても、条件さえ合えば、合同チームでの参加が認められるようになった。以前は、その都度異なる学校とチームを編成する必要があるという課題があった。
 - (例) 令和3年度は、新人体育大会において、野球とサッカーが2校合同の チームで参加した。令和4年度以降は、総合体育大会において、サッカーとソフトボールが2校合同のチームで参加した。また、野球とサッカーでは、3校合同のチームで参加した。
- ② 学校の部活動に、希望する活動がない場合、他校の部活動に参加するケースがある。
 - ※ 令和5年度からは、拠点校の部活動に参加し大会に出場することも可能 となった。

【文化部に関すること】

吹奏楽部では、部員の減少が続き、特に令和元年度以降、顕著な減少が見られる。その他の文化部には大きな変化は見られない。

【地域でのクラブ活動等に関すること】

地域のクラブ活動(サッカーや体操、ダンス等)への参加や学校部活動と の両立を選択する生徒が増えており、令和4年度には2割程度の生徒が地域 のクラブ活動に参加していた。

(2) 教職員の部活動指導に関する現状

- ① 教職員の献身的な勤務により部活動が維持されてきたが、働き方改革の観点から指導負担の軽減が必要である。
- ② 部活動指導後の夜間勤務や休日の指導は困難であり、一部の教職員は家庭の事情などで指導に参加できない。
- ③ 競技経験のない教職員の負担軽減のため、外部から部活動指導員・指導補助員を招聘し、専門的な指導を行っているが、人材確保に課題がある。

2 文化・スポーツ活動を通して子どもたちに育成したいこと

学校の部活動は、制度上は「自主的な活動」とされているが、実際には指導者主導の傾向があり、本来の意味が失われているという課題もある。部活動の在り方の見直しをきっかけに、改めて「部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われること」を再確認する必要がある。

地域クラブ活動においても、生徒の自主的な学びの場を重視し、指導者は伴走者として支援すべきである。地域クラブ活動への理解と関わり方を、学校関係者や地域、市民に伝える必要がある。

文化・スポーツ活動を通じて子どもたちが幸福で豊かな生活を築くためには、自主 的な活動を促進し、子どもたちの意見を尊重する支援体制を構築することが重要であ る。文化・スポーツ活動を通して子どもたちに育成したいことを、以下にまとめる。

(1) 人としての豊かな成長

- ・チャレンジや楽しさを通じて、自己肯定感や充実感を養う。
- ・表現活動やスポーツを通して感性や創造力を伸ばし、個性や能力を発展させる。

(2) 多様な人々との繋がりの中での成長

- ・文化・スポーツ活動を通じて異年代との交流を深め、社会的自立の基盤を築く。
- ・地域活動への参加で社会的自覚や参画意欲を高める。

(3) 共に行う健康的なライフスタイルづくり

- 文化・スポーツに対する興味を育てる。
- ・健康と体力の維持をめざし、事故やけがを予防する能力を養う。

3 地域クラブ導入の方向性

文化・スポーツ活動は、学校の部活動から地域クラブへ移行していくことになる。 これまでの学校教育の一環としてではなく、社会教育や生涯学習の一環として捉える 必要がある。

三木市の文化・スポーツ振興の1つとして、中学生を対象にしたクラブ活動の地域 展開を考え、年度ごとに具体的な取組を設定する必要がある。地域クラブ活動を支援 する制度設計を行う上での留意点を、以下にまとめる。

(1) 活動内容や方法

- ・三木市における子どもたちのニーズ別活動プログラムの充実が重要である。
- ・活動人数や指導者、活動場所等の条件により、地域単位や市全域単位での活動 を検討する。

(2) 活動費用

- ・活動場所への移動手段や費用に関して、子どもたち及び保護者の不安や懸念が 低減されるよう、検討する。
- ・活動参加費用は、原則として受益者負担となるが、持続可能な地域クラブ活動 の支援策を検討し、示す。

(3) 教職員の参加

- ・地域クラブでの指導を希望する教職員が、地域の一員として活動に参加できる 仕組み(兼職兼業制度等)を整備する。
- ・教職員が地域クラブで指導に参加する際、その役割が教職員としての職務では なく、別の立場であることを周知し、理解を促進する。
- ・地域クラブでの指導や活動立ち上げを希望する教職員が参加しやすくするため には、部活動との兼ね合いを考慮し、平日・休日の活動を一括して地域クラブ 化する。

(4) 地域移行の実施時期

- ・情報収集と現状把握を通じて、準備を十分に整え、総合的な判断から三木市の 地域移行完了の年度を決定し、先延ばしすることなく、課題解決に取り組む。
- ・地域移行の実施時期は年度途中も視野に入れ、生徒の実態から最適な時期を判断する。

(5) 組織の運営

- ・地域クラブ展開においては、担当組織を設置し、指導員の登録や派遣、地域クラブの調整・確保登録、個人・団体への支援などのマネジメント業務を行う。
- ・子どもたちのニーズに対応するため、子どもたちの意見を集約し反映すること ができるような体制づくりを検討する。

4 多様性のある「文化・スポーツ活動」の環境づくり

三木市における部活動の地域移行は、現行の学校部活動をそのまま踏襲することではない。学校部活動は、大会やコンクールに向けた活動を中心として、平日4日と休日1日の計5日間行われている。

しかし、この活動形態を地域で同じように実現するのは極めて困難であるという ことを、生徒、保護者や地域の住民、市民全体が理解する必要がある。

新たな地域クラブ活動の展開として、多様性のある「文化・スポーツ活動」の環境づくりを行う上での留意点を、以下にまとめる。

(1) 地域クラブ活動を中心にした持続可能な「文化・スポーツ活動」

- ・全ての学校部活動を地域で同様に維持するのは難しいが、可能な限り子どもた ちのニーズに応えられるプログラムを確保する。
- ・地域クラブの活動範囲は、活動内容や指導者の数によって異なる。三木市として現状を把握し、必要な体制を整える。

(2) 「部活動の地域移行」ではなく、「地域と共につくるクラブ活動」

・地域で文化・スポーツ活動の環境を整備することで、中学生だけではなく参加 者を拡大し、幅広い年齢層が一緒に参加できるような活動を提供することにつ いても検討する。

(3) 子どもたちの興味関心に応えるための地域資源の活用

ア 活動プログラムの充実

- ・様々な活動が楽しめるマルチクラブや、気軽に参加できる居場所を提供する 地域クラブ、技術面の向上をめざしたレベル別のクラブ等、子どもたちのニ ーズに合った多様なクラブの在り方が考えられる。
- ・一人の生徒が一つのクラブだけに所属するのではなく、多様なクラブに参加することで、様々な「文化・スポーツ活動」の経験ができるような地域クラブの在り方を考える。
- ・地域クラブの在り方の一つとして公民館活動などの社会教育において、対象 者の範囲を広げていくことを検討する。
- ・三木市は自治体で初めて日本プロゴルフ協会と連携協定を結んでおり、プロ に教えてもらう環境ができている。例えば、ゴルフクラブ等、三木市ならで はの資源を生かした地域クラブの展開を考える。

イ 指導者の確保

・地域クラブについて、受け入れ可能な団体を見つけたり、新たな地域クラブ を設立したい団体の募集を行ったりする方法を検討する。

ウ 広報の必要性

・地域団体等に丁寧に説明するなど、啓発活動を行う。

資 料

① 意見書に関する参考資料・・・・ 7

三木市における部活動の現状

人口減少に伴い、子どもたちの1人1人の希望に応える「文化・スポーツ活動」を、学校 だけで担っていくのは今後ますます難しい状況になっていくと想定される。

三木市の中学校における部活動在籍人数



子どもたちの「やってみたい!」いう思いを尊重し、部活動が存続できるよう、学校では合同 チームを作るなどの工夫をしているが、学校単位での活動は難しくなっている現状がある。



活動地域については種目により変更

〔例1〕

- ・活動人口が少ない
- 活動するのに多くの人数がいる
- ・活動場所の確保が困難
- ・指導者確保が困難
- →市全域単位での活動

〔例2〕

- ・活動人口が多い
- ・少ない人数でも活動できる
- ・活動場所は十分に確保できる
- ・指導者を十分に確保できる
- →活動地域は複数

